☎23局351323局3545

子育て支援課

年1回、8月1日から31日まで に所得状況届を提出すること

人につ

【**支給額**】(月額·児童

になっています。必要書類など

4・8・12月の25日 (原則 Ė

【**支給月日】**(申請月の当月から支給 の児童を養育している方 (18歳に達した年度の末日まで)

子どものための手当制度や、障害者(児)のための さまざまな手当制度をご紹介します。 必要な手続きはそれぞれ異なりますので 詳しくはお問い合わせください。

(対象)

中学校修了前の児童を養育している方

場合は20歳未満)を養育している方

ただし、

公的年金の受給者と児童

の末日まで)の児童

(児童が障害者の

支給額

にあり、18歳以下(18歳に達した年度

障害(身障手帳1~2級程度)

の状態

母がいない家庭、父または母が重度 離婚・死亡・行方不明などで父または

が父または母の障害年金の加算対象

(15歳に達した年度の末日まで)

児童手当

所得制限

区 分 支給額 15,000円 0~3歳未満 3歳以上小学校修了までの第1子・第2子 10.000円 15,000円 3歳以上小学校修了までの第3子以降(注) 中学校修了まで 10,000円 特例給付(所得超過者) 5,000円

年1回、6月1日から30日までに、現況届を提出すること

1人目

(注)18歳の誕生日後、最初の3月31日までの間にある 児童を、年長者から順に数えて第3子以降のことをいう

になっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

区 分 支給額 全部支給 41,430円 41,420円 部支給 ~ 9.780 円

【**支給月日】**(申請月の翌月から支給)

※所得超過の場合、特例給付あり

有(平成24年6月分から

【**支給月日】**(申請月の翌月から支給

になっているときは適用除外

区

1~3年目

4~5年目

5年経過後

は受給者あてに郵送します。

す。

4・8・12月の11日

1(原則

(対象)

田原市遺児手当

たは 離婚

母がいない家庭、

父または母

死亡・

行方不明などで父ま

6・10・2月の7日(原則

(月額・児童一人に

2人目 1 人目に 5,000 円加算

3人目 1人につき 3,000円加算 以降

※所得により支給制限があります。 手当受給開始6年目から、未就労の方は手

当額が2分の1となる場合があります。 年1回、8月1日から31日までに現況届を提 出することになっています。必要書類など は受給者あてに郵送します。

> 18歳以下 療育手帳 が重度の障害

(18歳に達した年度の

A判定)

の状態にあ

ŋ 末

(身障手帳1~2級、

日まで)

の児童を養育して

いる

対象 愛知県遺児手当 婚・

度の障害 は母がいない家庭、 死亡・行方不明などで父また (身障手帳1~2級、 父または母が重

【**支給額】**(月額・児童一人につき5千円) 4・8・12月の25日 (原則

【**支給月日】**(認定月の翌月から支給)

原市に住所がある方

届および遺児養育証明書を提出することに年1回、8月1日から31日までに所得状況 なっています。 ※所得により支給制限があります。 必要書類などは受給者あて

手帳 A判定)

の状態にあ

ŋ

18歳以